

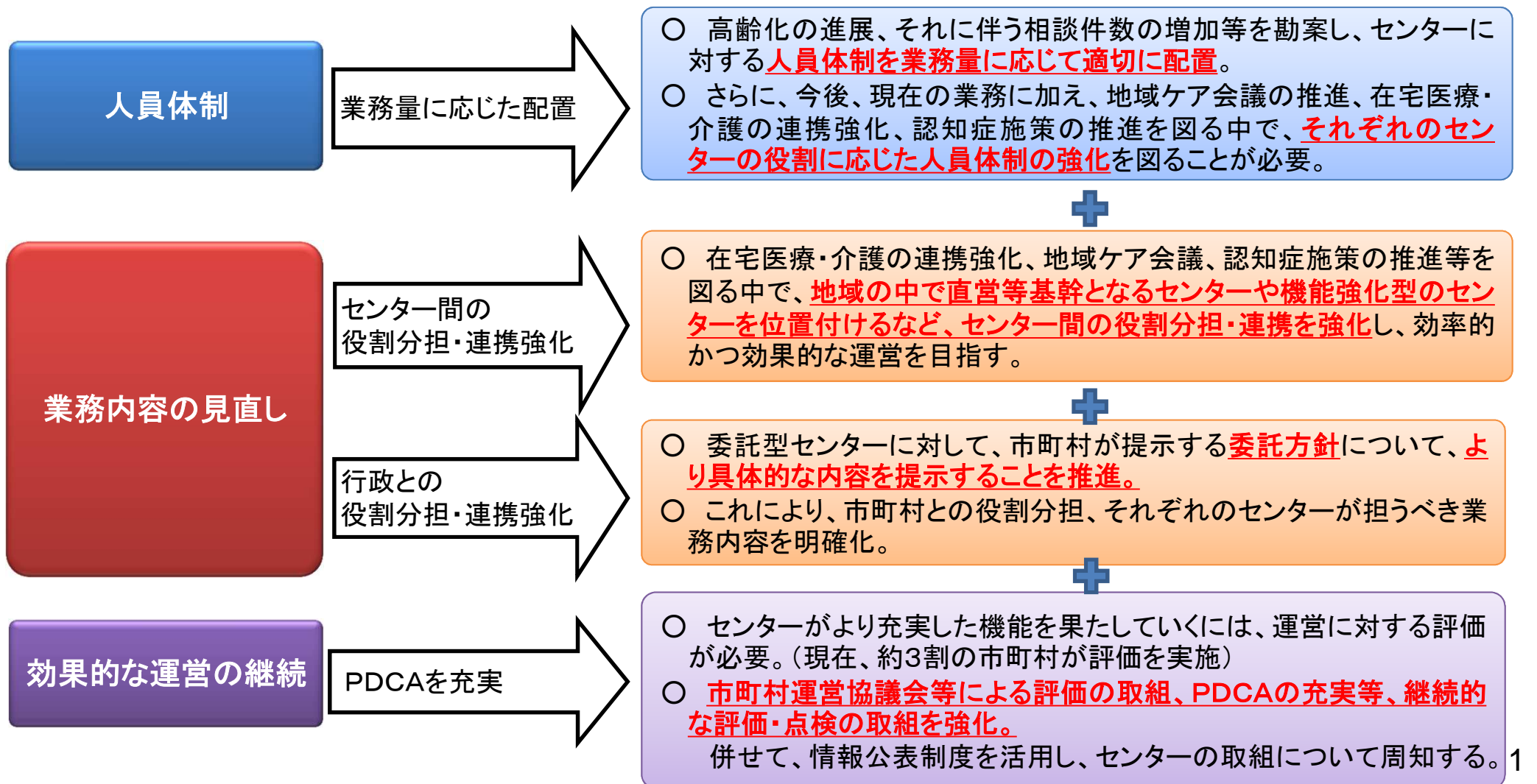
# その他

- (1) 地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性 ..... 1
- (2) 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模型  
通所介護の地域密着型サービスへの移行のスケジュール ..... 3

# (1) 地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

## ( 方向性 )



# (参考) 地域包括支援センターの現状と課題

9月4日社会保障審議会介護保険部会資料の内容を再編集

## 設置状況

- 設置数は4,328か所、サブセンター・ブランチを合わせて7,072か所。
- 日常生活圏域ごとにセンターを設置している保険者の割合は65%。  
(サブセンター等も含めると75%)

## 業務状況

- センターの1/4は、業務量が過大と認識
- 業務量過大の内訳は、「総合相談支援業務」21.2%、「要支援者の予防ケアマネジメント」20.7%、「二次予防事業対象者の予防ケアマネジメント」17.7%の順

## 委託方針の提示

- 委託型センターに対する市町村の委託方針の提示については、全センターで実施。
- 委託方針の内容は、「関係者とのネットワーク構築の方針」70%、「市町村との連携方針」63%、「地域包括ケアシステムの構築方針」61%、「介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針」57%、など ※複数回答可

## 評価の実施

- 市町村におけるセンターに対する評価の実施は、「評価していない68.6%」、「評価している30.2%」

## 認知度

- 他の公的相談機関に比べ、地域包括支援センターの認知度が約3割弱と低い状況  
(年金事務所、ハローワークの認知度は7割以上)

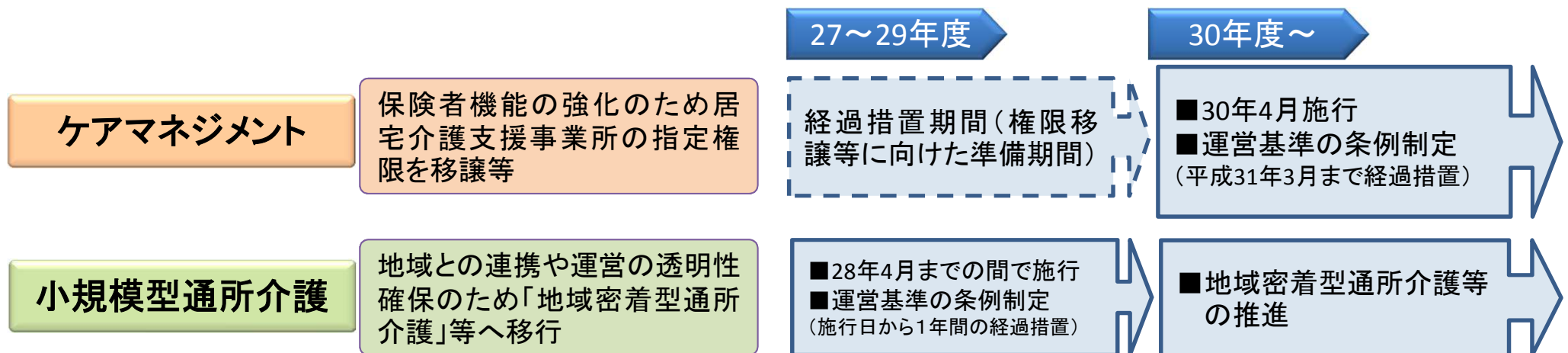
## 業務の課題

- 困難事例の対応に要するための時間が増えている。
- 専門職の確保が難しい。
- 何でもセンター任せの風潮が強く、行政の協力が弱い。
- 一般にはセンターを知らない人も多く活動に支障を感じる。
- 委託型には、利用者や擁護者に対する措置の権限が無く、直営包括に立ち会い等を求めるため、スピードが求められる業務に支障。

※センター実態調査の事由記載項目より主な意見を抜粋

## (2) 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行のスケジュール

- 居宅介護支援（ケアマネ）事業者の指定権限の市町村への移譲や小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行などを検討中。
- これらは十分な経過措置期間を設けるとともに、市町村の事務負担の軽減等のために必要な支援を行う。



### （事務負担の軽減）

- ・ 市町村の事務負担を少しでも軽減するため、地域密着型サービス事業所の指定の際の市町村長による運営委員会の実施等関係者の意見反映のための措置の義務付けを緩和し、努力義務とするほか、以下のような措置について検討。

（例）事業所の指定事務 → 書類の確認等に係る事務の委託の推進  
 集団指導、実地指導 → 事務受託法人等の活用の推進、都道府県との役割分担  
 運営推進会議 → 実施方法等の弾力化の推進

# 居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について(案)

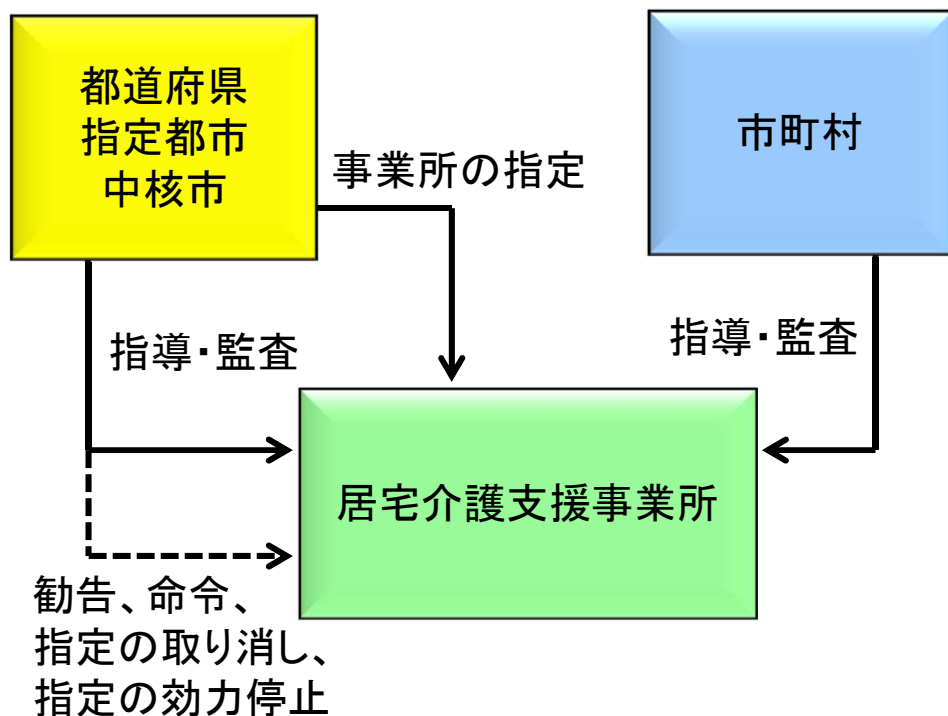
8月28日社会保障審議会  
介護保険部会資料

○ 現在、居宅介護支援事業者の指定は、事業所からの申請により、都道府県が行うこととなっているが、指定都市・中核市以外の市町村にも指定権限を移譲してはどうか。

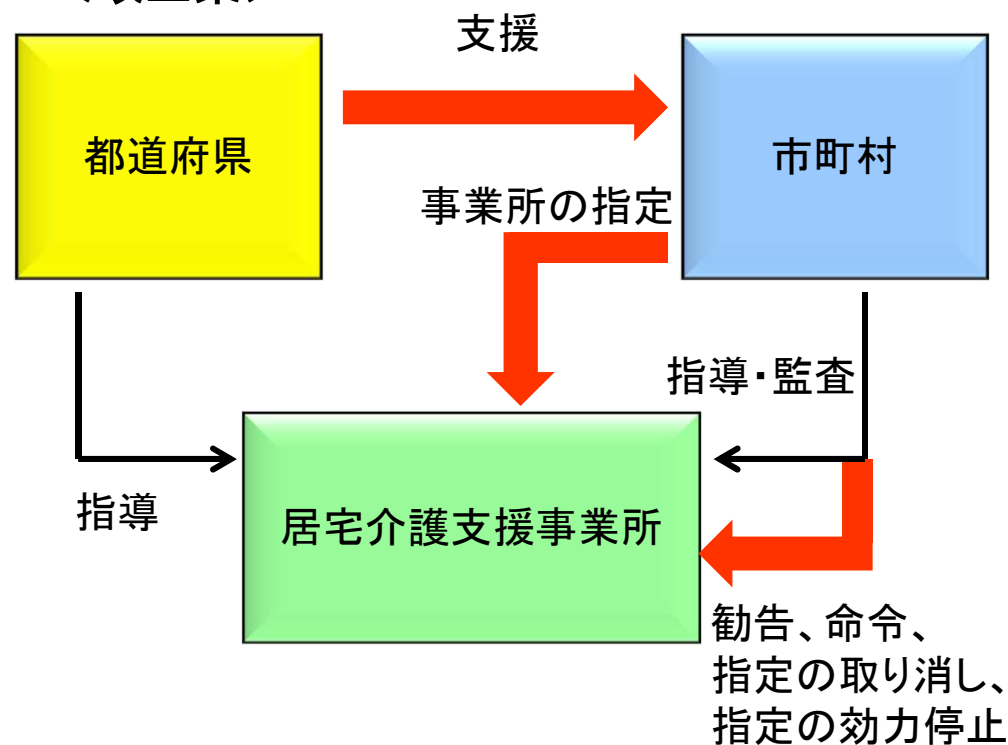
※ 大都市等の特例により、指定都市及び中核市については、居宅介護支援事業者の指定権限が移譲されている。

※ 事業者の指導・監査については、現行制度においても保険者である市町村においても実施することが可能となっている（勧告や命令といった権限は有していない）。

## <現行>



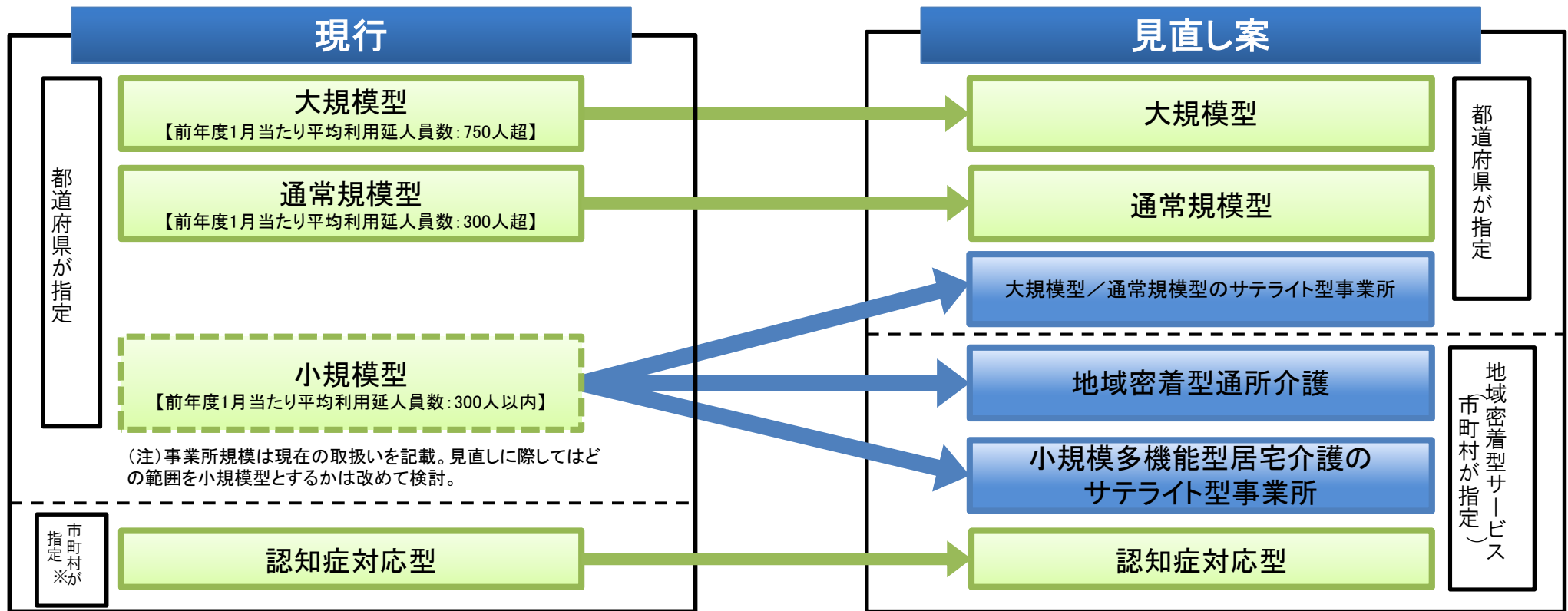
## <改正案>



# 小規模型通所介護の移行イメージ(案)

9月18日社会保障審議会  
介護保険部会資料

- 増加する小規模の通所介護の事業所について、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへの移行、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、**通所介護(大規模型・通常規模型)**や**小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所への移行**を検討。



※地域密着型サービス

※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等

- 事業所の指定・監督
- 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
- 運営推進会議への参加 等

※地域密着型サービスは、市町村の判断で公募により事業者を指定できる。